

国営駒ヶ岳地区土地改良事業受益者負担金
及び土地改良施設使用料の滞納処理に係る
中間報告書

令和5年3月
北海道森町
(農林課)

目次

はじめに	3
1. 国営駒ヶ岳地区土地改良事業の概要について	4
2. 国営土地改良事業の負担金制度について	5
3. 受益者負担金及び施設使用料に係る賦課徴収方法について	5
(1) 国営駒ヶ岳地区土地改良事業受益者負担金	5
(2) 国営駒ヶ岳地区土地改良施設使用料	5
4. 受益者負担金及び施設使用料の消滅時効について	6
5. 不適切な事務処理について	7～8
(1) 時効の中断措置	7
(2) 不納欠損処理	7
(3) 消滅時効後の納付	7～8
6. 不適切な事務処理の原因について	8～9
(1) 時効の中断措置	8
(2) 不納欠損処理	8
(3) 消滅時効後の納付	8～9
7. 再発防止について	9
8. 消滅時効を迎えていない受益者負担金及び施設使用料について	10～11
9. 最後に	11
10. 資料編	12～33

はじめに

令和3年度に発覚しました国営駒ヶ岳地区土地改良事業受益者負担金及び土地改良施設使用料における滞納処理問題では、受益者をはじめ町民の皆様の信用を大きく失墜させてしまいました。不適切な事務処理は、これまで築き上げてきた町民との信頼関係を一瞬にして失わせるものであり、事務の管理・執行における最終責任者として心よりお詫び申し上げます。

町はこれまで、令和3年11月18日と令和4年2月17日に森町議会全員協議会で、令和4年3月23日、24日には住民説明会において報告、説明を行ってきました。

また、議会から請求のあった監査では、令和4年4月27日付けで監査委員からの監査結果の報告を受けましたので真摯に受け止め、職員一丸となって取り組んでおります。

これまでの町政執行者の責任など、引き続き調査・検討すべき事項はありますが、現在まで判明した内容をまとめ、中間報告させていただきます。

令和5年3月

森町長 岡嶋康輔

1. 国営駒ヶ岳地区土地改良事業の概要について

国が工事等を直轄で行う事業が国営事業ですが、ダム、揚水機場、幹線用水路等の基幹的な農業水利施設の整備に加えて末端用水路や圃場の整備、開墾等を行うことで畑地の常習的な旱魃からの脱却と農業用水の安定供給を実現し生産性向上等における農業経営の安定を目指して、本町の駒ヶ岳山ろくをエリアとする国営畑地帯総合土地改良パイロット事業が行われました。

本事業は、昭和 40 年度に国営駒ヶ岳土地改良事業調査がスタートし 5 カ年の調査計画を踏まえ、昭和 46 年度から事業に着手し、平成 7 年度に完了しました。

事業において、ダム、揚水機場、用水路 28 条（延長 47.3km）、幹線道路 1 条 3.8km、支線道路 7 条 17.5km 等を整備しました。

総事業費は 213 億円（当初計画 34 億円）で当初計画から大幅に増加しました。

その間、高度経済成長や土地投機ブームに加えて農業後継者不足などによる農家の脱落、離農者の発生により、受益戸数及び面積が共に減少し、昭和 50 年代に 2 回の計画見直し、更には、ホタテ養殖の定着に伴い兼業漁家の農業離れが進み、平成 6 年には 3 回目となる計画見直しが行われました。

最終的には受益戸数 188 戸（当初計画 541 戸）、受益面積 1,157ha（当初計画 1,676ha）、増加した事業費とは対照的に当初計画から大幅に減少しました。

事業完了後には駒ヶ岳山麓土地改良区（仮称）を設立し、受益者負担金及び施設使用料の徴収並びに駒ヶ岳ダムを含む畑地かんがい施設の管理を行う予定でしたが、改良区設立には至らず、その業務を町が担うこととなりました。

事業負担金の償還は、平成 8 年度から始まりましたが、町も受益者からの負担軽減に対する要望に応えるため、開発期成会等を通じて国等への要請活動等を行い、支払期間を 25 年に延長する計画償還制度の導入をはじめ受益者の返済利息軽減に向けた国等の各種支援制度を活用するなど、対策を講じてきました。

2. 国営土地改良事業の負担金制度について

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 90 条第 5 項及び第 9 項の規定に基づき、国は、国営土地改良事業の要する費用の一部を都道府県から負担金として一括徴収し、都道府県は直接又は土地改良区を通じるなどにより国から課された負担金の全部また一部を受益者から徴収します。この負担金制度は、人的公用負担の制度です。また、この受益者負担金を負担する者は、三条資格者となります。

国営土地改良事業の整備財源のうち国庫補助金以外の部分は、都道府県負担金、市町村負担金及び農業者等の受益者負担金によって賄われています。

なお、受益者負担金の徴収に係る具体的な内容については、各自治体の条例において定めます。

3. 受益者負担金及び施設使用料に係る賦課徴収方法について

(1) 国営駒ヶ岳地区土地改良事業受益者負担金

土地改良事業受益者負担金は、町条例及び施行規則を定めて平成 8 年度から賦課徴収しました（旧砂原町は平成 9 年度より賦課徴収開始）。国への償還期間は平成 8 年度から令和 2 年度までの 25 年間でした。

支払区分は、農業用排水事業が支払期間 25 年（据置期間 2 年）、利率年 5 %、農地開発事業が支払期間 25 年（据置期間 3 年）、利率年 5 %、いずれも元利均等年賦支払で、10 a 当たりの単価を定め、受益面積に応じて賦課徴収しました。

毎年 11 月下旬に納入通知書を発行し受益者へ送付。規則により納入期日を 12 月 30 日と定め、支払回数を年 1 回としました。

現在も、滞納分の徴収を継続しています。

(2) 国営駒ヶ岳地区土地改良施設使用料

土地改良施設使用料は、町条例及び施行規則を定めて、平成 9 年度から賦課徴収しました。10 a 当たりの単価を定め、受益面積に応じて賦課徴収しています。毎年 11 月下旬に納入通知書を発行し受益者へ送付。規則により納入期日を 12 月 30 日と定め、支払回数を年 1 回としています。

現在も、現年度分の賦課徴収及び滞納分の徴収を継続しています。

4. 受益者負担金及び施設使用料の消滅時効について

土地改良事業受益者負担金及び土地改良施設使用料について、時効の中断措置が適切に行われてこなかったため5年の消滅時効が完成してしまいました。

令和3年度末の当該公債権に係る不納欠損処理の総額等(当初賦課から平成27年度までの滞納繰越分)は、土地改良事業受益者負担金で389件139,158,167円、土地改良施設使用料で313件16,946,421円、合計702件156,104,588円、詳細については、次のとおりです。

〈消滅時効による不納欠損額内訳〉

【受益者負担金】

年 度	件数	金 額
平成8年度	4件	2,822,290円
平成9年度	9件	3,046,890円
平成10年度	14件	5,030,990円
平成11年度	16件	5,130,050円
平成12年度	21件	7,268,780円
平成13年度	23件	8,791,226円
平成14年度	22件	7,045,880円
平成15年度	22件	8,214,320円
平成16年度	23件	8,169,760円
平成17年度	20件	8,524,980円
平成18年度	22件	10,000,420円
平成19年度	23件	9,942,431円
平成20年度	21件	9,664,300円
平成21年度	23件	8,794,230円
平成22年度	24件	8,630,740円
平成23年度	23件	7,934,280円
平成24年度	27件	8,728,430円
平成25年度	22件	6,545,060円
平成26年度	17件	3,241,350円
平成27年度	13件	1,631,760円
合計	389件	139,158,167円

37戸

【施設使用料】

年 度	件数	金 額
平成9年度	9件	765,800円
平成10年度	13件	664,640円
平成11年度	12件	559,560円
平成12年度	17件	1,209,060円
平成13年度	18件	1,713,681円
平成14年度	20件	1,631,720円
平成15年度	19件	1,807,300円
平成16年度	20件	1,772,580円
平成17年度	17件	963,180円
平成18年度	20件	1,120,540円
平成19年度	20件	1,074,260円
平成20年度	19件	1,008,660円
平成21年度	18件	731,480円
平成22年度	16件	459,900円
平成23年度	15件	303,800円
平成24年度	17件	348,400円
平成25年度	16件	299,260円
平成26年度	16件	390,260円
平成27年度	11件	122,340円
合計	313件	16,946,421円

35戸

5. 不適切な事務処理について

(1) 時効の中断措置

滞納者に対しては督促、催告、納付誓約の徴取などの時効中断の手続き、また差押えなどの滞納処分を行わなければなりません。

町は、土地改良事業受益者負担金及び土地改良施設使用料の徴取開始時からこれまで、督促、電話及び文書による催告、一部の受益者からは納付誓約の徴取、また内入れによる一部納付により時効の中段措置を行ってきました。しかし、財産調査から差押えなどの滞納処分を行ってきませんでしたので、これが1点目の不適切な事務です。

仮に、滞納処分を適切かつ計画的に行っていたら、ここまで多くの債権を発生させずに、滞納額は収納・圧縮されていたと考えます。

(2) 不納欠損処理

不納欠損は債権の放棄、時効の完成等によって債権が消滅した場合にとられる会計上の手続きです。

土地改良事業受益者負担金及び土地改良施設使用料は公債権であり、地方自治法では金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使することができる時から5年間行使しないときは、徴収権は時効によって消滅します。時効が完成したものについては、不納欠損の手続きをとらなければなりません。

町は平成13年度(旧砂原町では平成14年度)から、時効が完成したものについて不納欠損処理を行ってきませんでしたので、これが2点目の不適切な事務です。

なお、不納欠損処理についても、適切に時効中断措置を講じていれば、その件数・金額を圧縮できていたものと考えます。

(3) 消滅時効後の納付

時効の完成と同時にその権利が自動的に消滅することになることから、債権者が時効完成後にその債務を履行した場合には、その債務を返還しなくてはなりません。

町はこれまで、消滅時効が完成した土地改良事業受益者負担金及び土地改良施設使用料についても継続的に催告を続け、収納を促しながら、町が立替え国へ償還した受益者負担分の滞納分及び国営土地改良施設維持管理費用の滞納分に充当してきましたので、これが3点目の不適切な事務です。

6. 不適切な事務処理の原因について

(1) 時効の中断措置

時効の中断措置については、徴収開始時から、督促、催告のうえ納付誓約書の徴取、内入れによる一部納付などの時効中断措置は行ってきましたが、差押えなどの滞納処分に着手しなかったのは、「5. 不適切な事務処理の(1)」で記述したとおりであります。

その原因として、「離農の要因となり地域農業に与える影響が大きい」といった背景や、職員の滞納整理に対する知識が十分でなかったことなど要因はいくつかあげられるにせよ、結果として滞納処分を実施してこなかったことを歴代の町政執行者が黙認してきたということは事実であります。

(2) 不納欠損処理

時効を迎えた土地改良事業受益者負担金、土地改良施設使用料を不納欠損してこなかったのは合併前の旧森町、旧砂原町の町政執行者の意向が大きかったと推認する結果となりました。

そして、その不適切な事務処理は平成17年4月の両町合併後も踏襲され続け私が町長就任後に行った懸案事項ヒアリングまで本格的に議論されることはなかったものであります。

(3) 消滅時効後の納付

3点目の消滅時効を迎えた当該公債権に対して催告を行い徴収してきたことは、「①完納受益者との負担の公平性及び平等性を保つため」「②滞納分を町が立替えて国に返済していたこと」「③未納が恒常的に発生すると、常に完納している受益者の納入意欲に悪影響を及ぼすことが懸念されていた」から、その方針が踏襲され続けてきたことが要因であると考えます。

その不適切な事務は、私が町長就任後も担当課長の判断により行われておりましたので、改善するよう指示を出し、次のとおり還付(充当)処理を行っております。

〈消滅時効後の納付の取扱い〉

消滅時後に納付があった当該公債権のうち、納付後5年を経過していないものについて、次のとおり還付手続き等を行いました。その内訳は過誤納還付金等として、令和3年度及び令和4年度に返還しております。なお、充当可能な当該公債権には、充当処理を行いました。

〈令和3年度に還付した土地改良事業受益者負担金及び土地改良施設使用料〉

科目	過誤納還付金	還付加算金	計
負担金	298,410 円	0 円	298,410 円
使用料	32,760 円	0 円	32,760 円

〈令和4年度に還付した土地改良事業受益者負担金〉

項目	H29	H30	R1	R2	計
過誤納還付金	445,860 円	592,000 円	45,080 円	2,436,530 円	3,519,470 円
還付加算金	28,200 円	33,400 円	2,000 円	55,100 円	118,700 円

〈令和4年度に還付した土地改良施設使用料〉

項目	H29	H30	R1	R2	計
過誤納還付金	118,000 円	101,000 円	—	—	219,000 円
還付加算金	7,700 円	5,600 円	—	—	13,300 円

〈令和4年度に充当した土地改良事業受益者負担金及び土地改良施設使用料〉

科目	過誤納還付金	還付加算金	充当額
負担金	790,760 円	50,200 円	840,960 円
使用料	82,840 円	円	82,840 円

7. 再発防止について

令和4年2月の議会全員協議会及び3月の住民説明会で報告し、お約束しました再発防止策は下記のとおりであり、既に取り組んでいるところではありますが、詳細は33ページに掲載しました。

- ① 公平中立の立場で、公平性を心掛け事務を取り扱っていきます。
- ② 消滅時効の管理を徹底するため、確実な事務引継ぎを行います。
- ③ 法令に則り、財産調査、差押え等の滞納処分を確実に実施するため、債権管理担当課との連携を強化していきます。
- ④ 会計規則に則り、不納欠損処理を行っていきます。
- ⑤ 平素から自己の担当する職務の趣旨・目的、内容、手続き、根拠法令等について確認し、正確な知識の保持に努めます。また、そのための研修会等に参加させていきます。

8. 消滅時効を迎えていない受益者負担金及び施設使用料について

不納欠損処理後の国営駒ヶ岳地区土地改良事業受益者負担金の滞納総額等は 27 戸 107 件 33,299,062 円、収納総額は 36 件 2,305,820 円（3 月 3 日現在の数値）となっております。

また、同様に不納欠損処理後の国営駒ヶ岳土地改良施設使用料の滞納総額等は 20 戸 68 件 2,092,644 円、収納総額は 18 件 181,140 円（3 月 3 日現在の数値）となっております。

不納欠損後の滞納者に対する取組としては、催告（23 戸 38 件）、個別連絡（6 件）、個別訪問（6 件）、個別相談（6 件）、納付誓約（3 件）、財産差押えの各種調査（42 件：郵貯、JA、砂原漁協）、預金差押え（4 件）を実施しており、消滅時効成立前に時効中断手続き等を計画的に行うなど、一層の徴収強化に努めております。

（1）受益者負担金

項目	件数	金額	備考
R4 滞納額	107 件	33,299,062 円	R2 以前(106 件) 33,213,062 円(R4. 4. 1) H22 繰上償還分(1 件) 86,000 円(R4. 4. 1)
R4 収納額	36 件	2,305,820 円	一部納付件数 27 件、完納 9 件
現在未納額	98 件	30,993,242 円	R5. 3. 3 現在
うち時効成立額	9 件	1,405,750 円	消滅時効による不納欠損（地方自治法第 236 条第 2 項）2 名
うち時効未成立額	89 件	29,587,492 円	※うち執行停止（3 戸 1,271,350 円）

※執行停止理由は、地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号が 2 名、地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 3 号が 1 名

（2）施設使用料

項目	件数	金額	備考
R4 滞納額	68 件	2,092,644 円	R2 以前(63 件) 1,897,764 円(R4. 4. 1) R3(5 件) 194,880 円(R4. 6. 1)
R4 収納額	18 件	181,140 円	一部納付件数 3 件、完納 15 件
現在未納額	53 件	1,911,504 円	R5. 3. 3 現在
うち時効成立額	9 件	149,520 円	消滅時効による不納欠損（地方自治法第 236 条第 2 項）2 名
うち時効未成立額	44 件	1,761,984 円	※うち執行停止（4 戸 242,280 円）

※執行停止理由は、地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号が 2 名、地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 3 号が 2 名

〈時効が成立していない受益者負担金及び施設使用料の内訳〉

【受益者負担金】

年 度	件数	金 額
平成 22 年度	1 件	86,000 円
平成 23 年度	1 件	282,960 円
平成 25 年度	3 件	1,042,640 円
平成 26 年度	8 件	4,907,276 円
平成 27 年度	6 件	2,059,960 円
平成 28 年度	19 件	5,541,006 円
平成 29 年度	15 件	5,453,410 円
平成 30 年度	16 件	4,150,160 円
令和元年度	19 件	5,646,740 円
平成 2 年度	19 件	4,128,910 円
合計	107 件	33,299,062 円

27 戸

【施設使用料】

年 度	件数	金 額
平成 26 年度	1 件	95,420 円
平成 27 年度	1 件	80,980 円
平成 28 年度	10 件	178,540 円
平成 29 年度	10 件	306,698 円
平成 30 年度	11 件	272,986 円
令和元年度	14 件	469,820 円
令和 2 年度	16 件	493,320 円
令和 3 年度	5 件	194,880 円
合計	68 件	2,092,644 円

20 戸

9. 最後に

土地改良事業受益者負担金及び土地改良施設使用料に係る不適切な事務について、計画的に納付された事業受益者をはじめ町民の皆様には公平性に欠けるものとなってしまいました。改めて深くお詫び申し上げます。

信頼回復への道のりは決して容易ではございませんが、一日も早く町民の皆様からの信用と信頼が回復できるように、法令を遵守し徴収・滞納整理の強化に努め公平性を損ねることなく、再発防止・改善策に全力で取り組み、二度とこの様な問題を起こさぬよう適正な事務を執り行ってまいります。

また今後は、歴代町政執行者の責任について引き続き調査、検討を行ってまいります。その上で、現在の町政執行者である私どもや、在職している管理職の責任のあり方について、町民の皆様にお示ししていきたいと考えております。

10. 資料編

【事業概要詳細】

1 国営駒ヶ岳地区畑地帯総合土地改良事業の総事業費について

年度	総事業費	備考
昭和46年度(当初計画時)	3,400百万円	
平成7年度(事業完了時)	21,315百万円	うち負担金対象事業費20,815百万円

2 国営造成施設及び財産区分並びに管理区分について

施設名	完成年度	事業量	財産区分	管理区分	管理事業 (補助対象の有無)
駒ヶ岳ダム	S59	一式	国	町(国の委託)	有
ダム管理棟	S59	1棟	国	町(")	有
警報局舎	S59	5ヶ所	国	町(")	有
導水路	S56	5,063m	国	町(")	無
幹線用水路	S56	17,241m	国	町(")	無
ファーム Pond	S56~63	13ヶ所	国	町(")	無
揚水機場	S60~62	3ヶ所	国	町(")	無
鳥崎支線用水路	S57	1,836m	国	町(")	無
鷲ノ木支線用水路	S58	2,076m	国	町(")	無
圃場支線用水路	S60~H6	150,598m	町	町	無
管理用道路	S53~H7	21,327m	町	町	無

3 受益者及び受益面積の推移について

年度	旧森町	旧砂原町	合計	受益面積
昭和46年度(当初計画時)	戸	戸	541戸	1,676ha
平成8年度(完了時)	129戸	59戸	188戸	1,157ha
令和2年度(償還完了時)	109戸	46戸	155戸	
令和3年度(現在)	108戸	40戸	148戸	

※平成8年度から令和2年度までの25年間で、離農、転用等で受益者が33戸減少した。

※令和2年度から令和3年度まで8戸減少した(内訳は死亡6戸(森1戸、砂原5戸)、離農1戸(森)、法人化1戸(砂原:親子))。

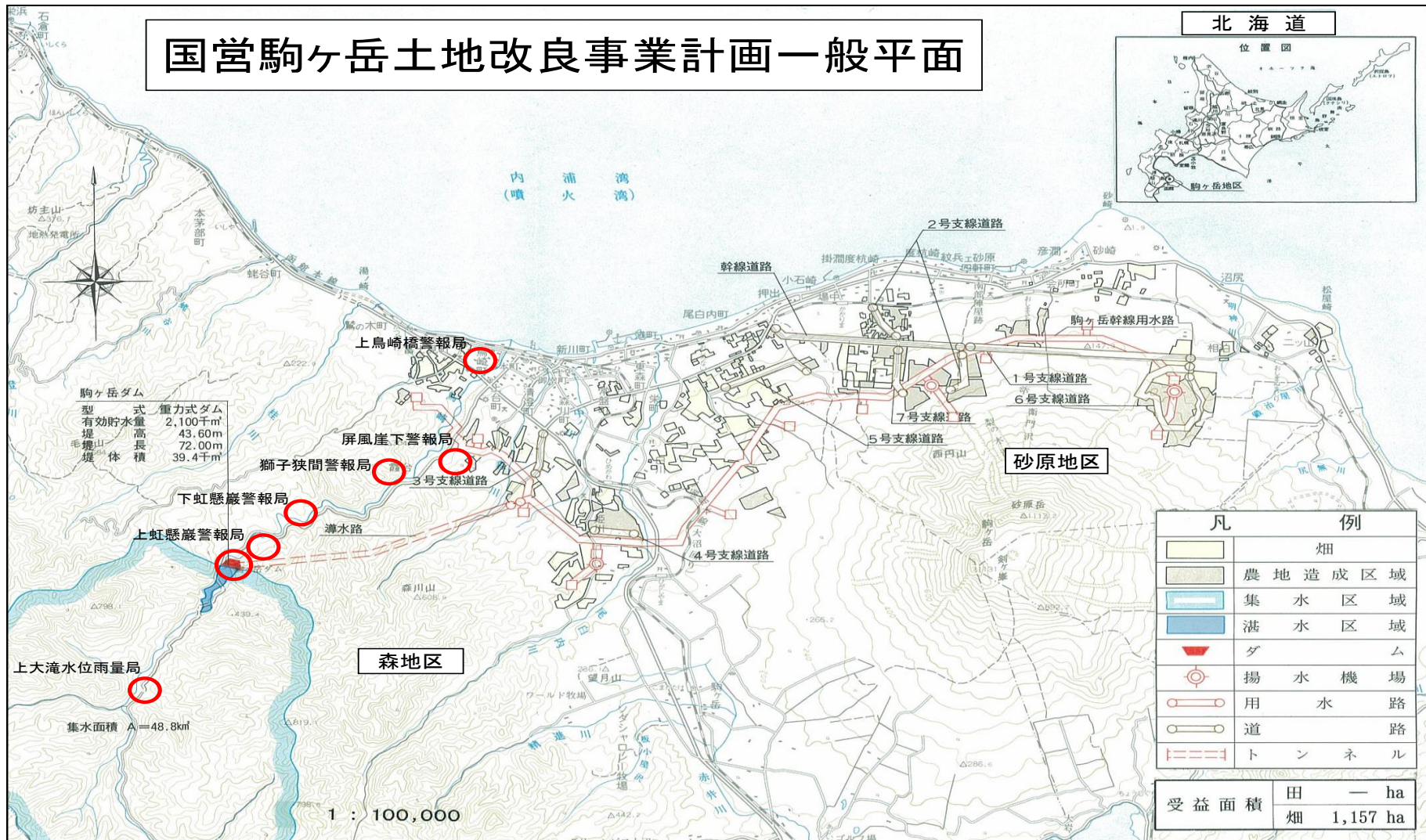
4 国営駒ヶ岳地区畑地帯総合土地改良事業費負担割合について

事業方式	負担年度	事業名	国庫負担	道負担	町負担	地元負担	地元負担の内訳	
							(旧森町)	(旧砂原町)
一般型	平成4年 まで	農業用排水	(78.0)	(12.1)	3.8	6.1	3.4	2.7
			計90.1					
	農地造成	(80.0)	(10.0)	4.0	6.0	3.3	2.7	
		計90						
平成5年 から	農業用排水	73.0	17.2	3.8	6.0	3.3	2.7	
	農地造成	75.0	15.0	4.0	6.0	3.3	2.7	

国営駒ヶ岳土地改良事業計画一般平面

北海道

位置図



駒ヶ岳ダム
 型 式 重力式ダム
 有効貯水量 2,100千m³
 堤高 43.60m
 堤長 72.00m
 堤体積 39.4千m³

上大滝水位雨量局
 集水面積 A=48.8km²

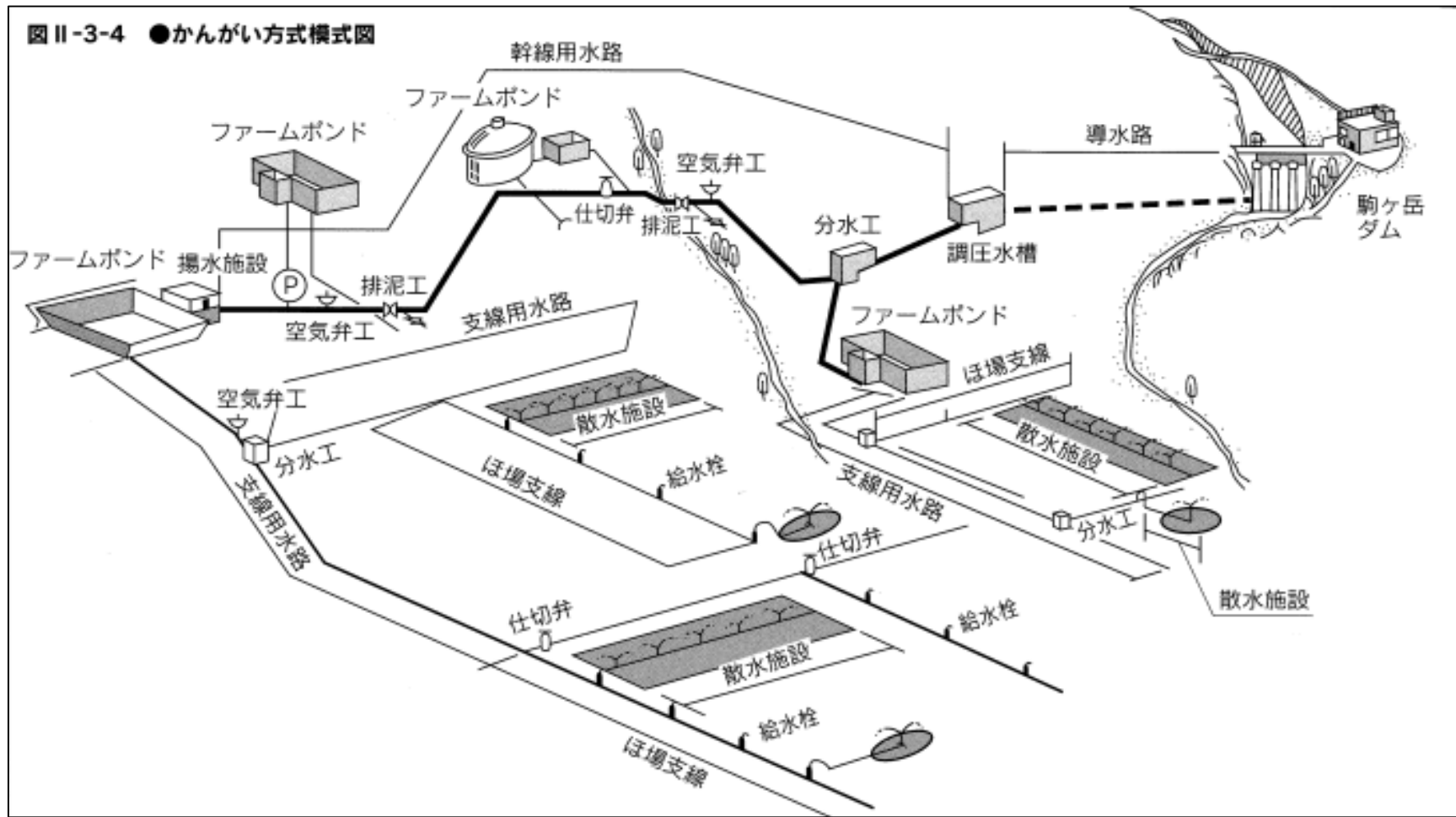
森地区

砂原地区

凡 例	
	畑
	農地造成区域
	集水区域
	湛水区域
	ダム
	揚水機場
	用水路
	道 路
	ト ン ネ ル

受益面積	田	— ha
	畑	1,157 ha

1 : 100,000



平成7年度完了国営土地改良事業受益者負担金調書 (精算額)

(償還開始年度 平成8年度)

事業名	負担対象事業費 (円)	地元負担金 (円)					備考
		負担金総額	年賦金				
			H8~9(2年)	H10~32(23年)	支払期間	利率	
畑地帯総合土地改良事業 (農業用排水事業)	9,845,649,910	1,758,183,633	48,699,184	72,208,055	25年 据置期間2年	5.0%	
事業名	負担対象事業費 (円)	地元負担金 (円)					備考
		負担金総額	年賦金				
			H8~10(3年)	H11~32(22年)	支払期間	利率	
畑地帯総合土地改良事業 (農地開発事業)	10,969,677,592	1,997,963,517	54,848,387	83,337,198	25年 据置期間3年	5.0%	*上段は消費税額で 外数
合計	20,815,327,502	3,756,340,411	48,669,184×2年 +54,848,387×3年 261,943,529	72,208,055×23年 +83,337,198×22年 +消費税額 193,261 3,494,396,882	森町負担金 砂原町負担金	2,084,768,942 1,671,571,469	負担割合：全体プール 負担（面積割） 森町 55.5% 砂原町 44.5%

農業用排水事業

上表の年賦金	72,208,055	÷	0.07414	=事業負担金	973,941,934	・・・①
上表の償還前農業用排水事業負担金①		÷	9,845,649,910	=実地元負担割合	9.89%	・・・②
上表の負担金総額	1,758,183,633	—	①	=実支払利息	784,241,699	・・・③

農地開発事業

上表の年賦金	83,337,198	÷	0.07597	=事業負担金	1,096,975,095	・・・④
上表の償還前農地開発事業負担金④		÷	10,969,677,592	=実地元負担割合	10.0%	・・・⑤
上表の負担金総額	1,997,963,517	—	④	=実支払利息	900,988,422	・・・⑥

●事業の経緯

事 項	内 容	備 考
調査計画 全体実施設計 着工 法手続	<p>農業用排水事業（畑地かんがい） 畑地パイロット事業 農地造成事業 昭和40年度～昭和44年度 昭和45年度 昭和46年度 ア. 土地改良法第85条（事業の申請） 昭和46年 7月14日 イ. 土地改良法第86条（適否の決定） 昭和47年10月13日 ウ. 土地改良法第87条（事業広告） 昭和47年10月20日 エ. 土地改良法第85条（計画確定） 昭和47年11月29日</p>	<p>調査費 51,000千円 全計費 22,000千円</p> <p>意義申立なし 同意率 100% 受益面積 農地造成 737ha 農業用排水 939ha 合計1,676ha 国営事業費 農地造成 1,661,000千円 農業用排水 1,719,000千円</p>
第1回計画変更	<p>昭和46～48年にかけての土地投機ブームの影響を受け農用地のスプロール化に伴う受益面積の変更と併せて主要工事、事業費の一部修正 ア. 計画変更委員会承認 昭和52年 3月 8日 イ. 概要公告 昭和53年11月28日 ウ. 計画決定 昭和54年10月15日 エ. 事業公告 昭和54年10月17日 オ. 計画確定 昭和54年11月27日</p>	<p>意義申立なし 同意率 農地造成 100% 農業用排水 99% 受益面積 農地造成 557ha 農業用排水 1,126ha 合計1,683ha 国営事業費 農地造成 2,849,000千円 農業用排水 4,509,000千円</p>
第2回計画変更	<p>農業施設、公共施設及び農業後継者不足による受益面積の変動、また河川管理施設構造令施行、或いは幹線水利施設の安全性が重要視されることとなり、ダム及びパイプラインについて技術的検討の結果、工法変更が必要となり併せて事業計画の見直し ア. 計画変更委員会承認 昭和56年 6月19日 イ. 概要公告 昭和57年 5月25日 ウ. 計画決定 昭和57年11月15日 エ. 事業公告 昭和57年11月16日 オ. 計画確定 昭和57年11月27日</p>	<p>意義申立なし 同意率 農地造成 100% 農業用排水 100% 受益面積 農地造成 562ha 農業用排水 1,012ha 合計1,574ha 国営事業費 農地造成 5,846,000千円 農業用排水 8,104,000千円</p>
第3回計画変更	<p>農業を取り巻く社会経済情勢の変化から、離農及び零細農家の脱落と捕る漁業から栽培する漁業への変化の中でホタテ養殖が好転し、農業離れる兼業農家が現れ、受益面積が変動した。また、用水路は安全性・機能性、管理面等から一部見直しを行い、併せて付帯施設を充実、道路は新設と舗装の取込み等の変更を生じ、事業量、事業費の見直し ア. 計画変更委員会承認 平成 6年 3月 7日 イ. 概要公告 平成 6年11月 7日 ウ. 計画決定 平成 7年 4月17日 エ. 事業公告 平成 7年 4月18日 オ. 計画確定 平成 7年 6月 4日</p>	<p>意義申立なし 同意率 農地造成 100% 農業用排水 92% 受益面積 農地造成 633ha 農業用排水 524ha 1,157ha 国営事業費 農地造成 11,224,066千円 農業用排水 10,075,934千円</p>

●事業計画経緯総括表

項目	原計画（昭和46年）	第1回計画変更（昭和52年）	第2回計画変更（昭和56年）	第3回計画変更（平成6年）	完了時（平成7年）
1. 関係町	茅部郡森町、砂原町	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
2. 申請年月日	昭和46年7月14日	計画変更委員会 昭和52年3月8日	計画変更委員会 昭和56年6月19日	計画変更委員会 平成6年3月7日	—
3. 申請面積	1,676ha	1,683ha	1,574ha	1,157ha	1,157ha
4. 申請事業費	国営事業費 3,380,000千円 非補助事業費 20,000千円	国営事業費 7,358,000千円 非補助事業費 42,000千円	国営事業費 13,950,000千円 非補助事業費 50,000千円	国営事業費 21,300,000千円 非補助事業費 15,000千円	国営事業費 20,815,327千円 非補助事業費 未定 千円
5. 調査期間	昭和40年度～昭和44年度 5ヵ年間	作業期間 昭和49年度～昭和52年度 4ヵ年間	作業期間 昭和54年度～昭和56年度 3ヵ年間	作業期間 平成5年度～平成6年度 2ヵ年間	工期 昭和46年度～平成7年度 24年間
6. 調査費	52,000千円	—	—	—	—
7. 調査面積	1,676ha	1,683ha	1,574ha	1,157ha	1,157ha
8. 受益戸数	農業用排水 467戸 農地造成 295戸 (うち重複) 221戸 受益実戸数 541戸	農業用排水 421戸 農地造成 216戸 (うち重複) 130戸 受益実戸数 507戸	農業用排水 373戸 農地造成 251戸 (うち重複) 167戸 受益実戸数 457戸	農業用排水 147戸 農地造成 108戸 (うち重複) 67戸 受益実戸数 188戸	農業用排水 148戸 農地造成 109戸 (うち重複) 68戸 受益実戸数 188戸
9. 事業費	国営事業費 3,380,000千円 非補助事業費 20,000千円	国営事業費 7,358,000千円 非補助事業費 42,000千円	国営事業費 13,950,000千円 非補助事業費 50,000千円	国営事業費 21,300,000千円 非補助事業費 15,000千円	国営事業費 20,815,327千円 非補助事業費 未定 千円
10. 事業量	重力式コンクリートダム 1ヶ所 導水路1条 5,317m 幹線用水路2条 18,618m 支線用水路 A=1,676ha 農地造成 A=737ha 幹線道路1条 2,430m 支線道路4条 4,520m	重力式コンクリートダム 1ヶ所 導水路1条 5,317m 幹線用水路2条 19,160m 支線用水路 A=1,683ha 農地造成 A=557ha 幹線道路1条 2,500m 支線道路4条 6,300m	重力式コンクリートダム 1ヶ所 導水路1条 5,709m 幹線用水路2条 17,552m 支線用水路 A=1,574ha 農地造成 A=562ha 幹線道路1条 4,100m 支線道路4条 7,920m 揚水機場 9ヶ所 (うち国営規模 3ヶ所)	重力式コンクリートダム 1ヶ所 導水路1条 5,709m 幹線用水路2条 19,494m 支線用水路 A=1,157ha 農地造成 A=524ha 幹線道路1条 3,840m 支線道路4条 17,440m 揚水機場 16ヶ所 (うち国営規模 3ヶ所)	重力式コンクリートダム 1ヶ所 堤高43.6m堤長72m 導水路1条 5,700m 幹線用水路6条 19,440m 支線用水路21条 150,598m 農地造成 A=524ha 幹線道路1条 3,855m 支線道路7条 17,372m 揚水機場 16ヶ所
11. 効用	投資効率 総合 1.1 農業用排水 1.0 農地造成 1.2 所得償還率 8.5%	投資効率 総合 1.2 農業用排水 1.3 農地造成 1.1 所得償還率 10.7%	投資効率 総合 1.0 農業用排水 1.0 農地造成 1.0 所得償還率 8.0%	投資効率 総合 1.0 農業用排水 1.0 農地造成 1.0 所得償還率 9.7%	投資効率 総合 — 農業用排水 — 農地造成 — 所得償還率 — %

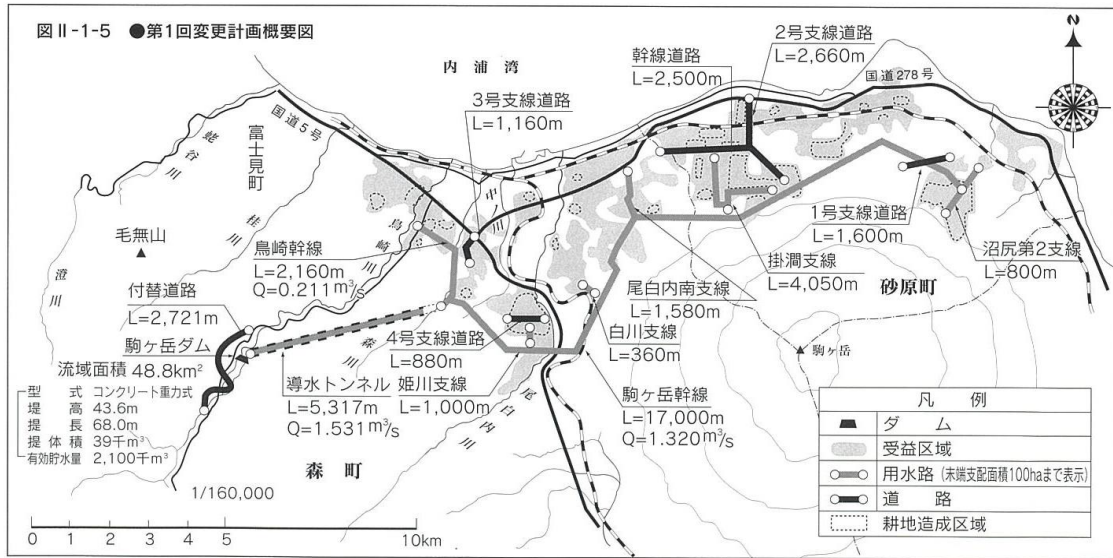
駒ヶ岳地区事業誌 (P76参照)

[2]計画変更における事業計画概要

第1～3回の計画変更において見直された事業計画の概要を示すと以下の図表の通りである。

項目	計画概要	備考	
事業別面積	畑地かんがい	1,126 (557)	() は重複面積で外数
	農地造成	557	
	計	1,683	
受益戸数 (戸)	507	森町 311、砂原町 196	
営農類型	そさい作、そさい肉牛、畑作肉牛、畑作酪農、酪農		
主要作物	すいか、メロン、ほうれんそう、かぼちゃ、アスパラガス、スイートコーン、ばれいしょ、小豆、牧草		
用水計画	計画基準年	昭和43年 (水源依存量 1/10相当年)	
	計画かんがい方式	散水かんがい かんがい期間：5月上旬～ 9月下旬 (一部通年)	
	水利用計画	消費水量 9,000千 m^3 、粗用水量 9,600千 m^3 現況利用可能水量 7,500千 m^3 水源依存量 2,100千 m^3	現況利用可能水源名 鳥崎川、森川、中ノ川 水源工種：貯水池
水道計画	用水対策	井 堰：森川頭首工、中ノ川頭首工 貯水池：駒ヶ岳 (有効貯水量 2,100千 m^3) 揚水機：3カ所 用水路：17条 (導水路 1、幹線 2、支線14) 延長330km	既設頭首工利用
	幹線道路	1条 2.5km 路盤工：砂利 (0.35m)	
道路計画	支線道路	4条 6.3km 路盤工：砂利 (0.3m)	
	農用地造成	農用地造成 557ha (山成工)	除礫 71ha
計画	土壌改良	551ha (石灰 584 t、リン酸質資材 287 t)	
	農用地整備計画		
事業費	国営事業費：7,358百万円、関連事業費：42百万円		
工事の予定期間	昭和46年度～昭和56年度		

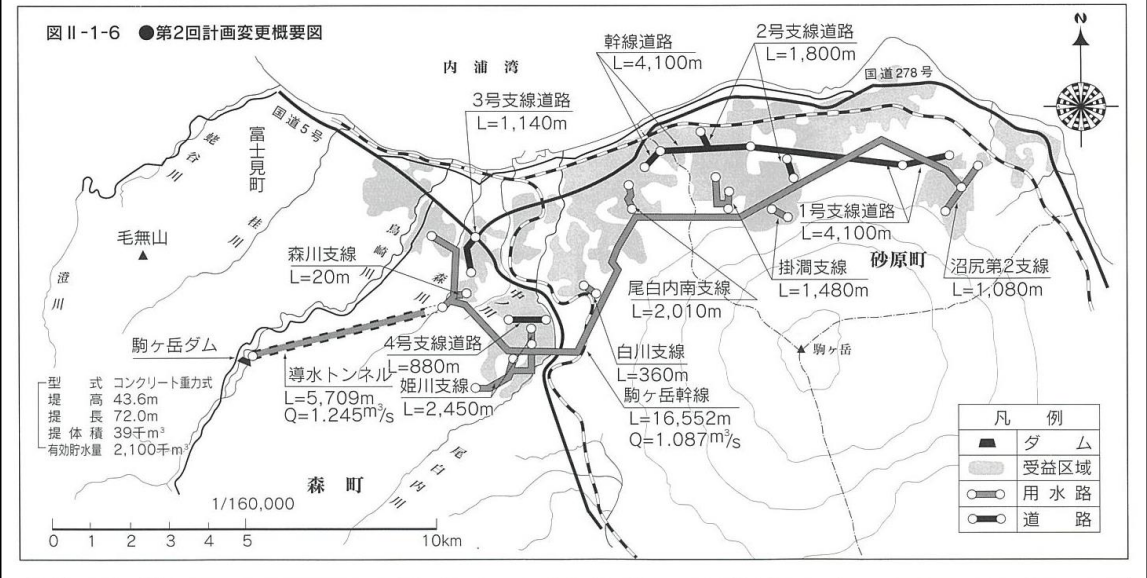
計画確定：昭和54年11月27日



駒ヶ岳地区事業誌 (P77参照)

項目	計画概要		備考
事業別面積	畑地かんがい	1,012 (562)	() は重複面積で外数
	農地造成	562	
	計	1,574	
受益戸数 (戸)	457		森町 272、砂原町 185
営農類型	そ菜作、畑作、混同、畑酪		
主要作物	ばれいしょ、小豆、すいか、はくさい、スイートコーン、トマト、だいこん、刈りたいな、メロン、牧草		
用水	計画基準年	昭和43年 (水源依存量 1/10相当年)	
	計画かんがい方式	散水かんがい かんがい期間：5月上旬～9月下旬 (一部通年)	
水源計画	水利用計画	消費水量 8,900千m ³ 、粗用水量 9,100千m ³ 現況利用可能水量 7,000千m ³ 水源依存量 2,100千m ³	現況利用可能水源名 鳥崎川、森川、中ノ川 水源工種：貯水池
	用水対策	井 堰：森川頭首工、中ノ川頭首工 貯水池：駒ヶ岳 (有効貯水量 2,100千m ³) 揚水機：3カ所 用水路：23条 (導水路 1、幹線 3、支線 19) 延長 61.9km	既設頭首工利用
道路計画	幹線道路	1条 4.1km 路盤工：砂利	
	支線道路	4条 7.9km 路盤工：砂利	
農用地造成計画	農用地造成	560ha (山成工)	除礫 70ha
	農用地改良	560ha (石灰 956 t、リン酸質資材 293 t)	
農用地整備計画			
事業費 国営事業費：13,950百万円、関連事業費：50百万円			
工事の予定期間 昭和46年度～昭和60年度			

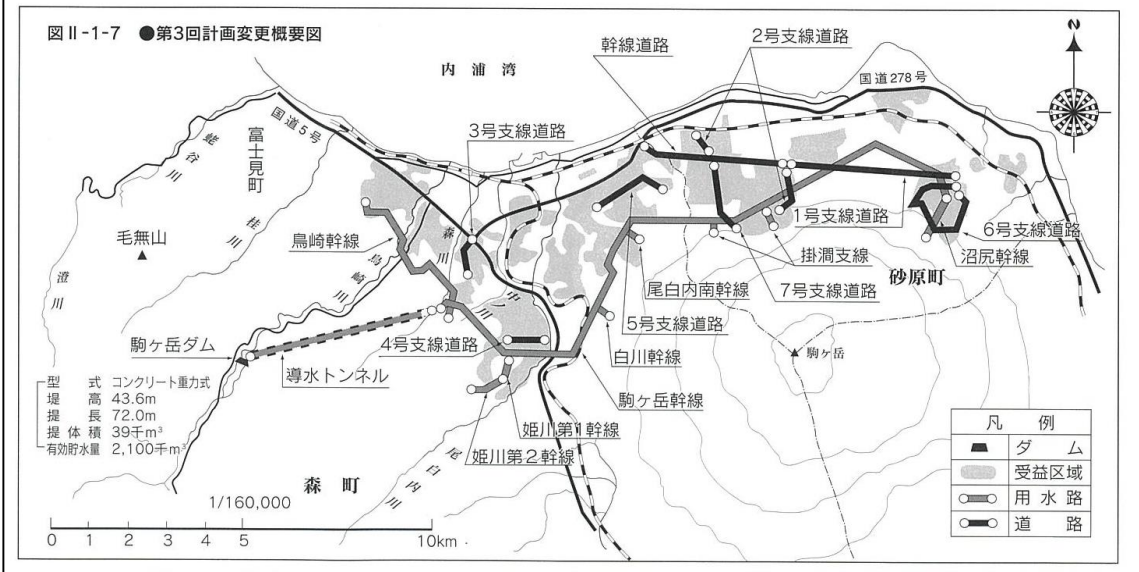
計画確定：昭和57年11月27日



駒ヶ岳地区事業誌 (P78参照)

項目		計画概要	備考
事業別面積	畑地かんがい	633 (524)	()は重複面積で外数
	農地造成	524	
	計	1,157	
受益戸数(戸)		188	森町 131、砂原町 57
営農類型		そ菜作、畑作、畑作酪農、畑作肉牛	
主要作物		きゅうり、トマト、かぼちゃ、未成熟とうもろこし、ばれいしょ、長いも、メロン、ブロッコリー、レタス、赤かぶ、だいこん、ほうれんそう、はくさい、青刈りとうもろこし、牧草	
用	計画基準年	昭和43年(水源依存量 1/10相当年)	
	計画かんがい方式	散水かんがい かんがい期間: 5月上旬~ 9月下旬(一部通年)	
水	水源計画	水利用計画	消費水量 7,200千m ³ 、粗用水量 8,900千m ³ 現況利用可能水量 7,000千m ³ 水源依存量 1,900千m ³
		用水対策	井 堰: 該当なし 貯水池: 駒ヶ岳ダム(有効貯水量 2,100千m ³) 揚水機: 3カ所 用水路: 28条(導水路1、幹線 6、支線21)延長 47.3km
道	路	幹線道路	1条 3.8km 凍上抑制層、路盤工、アスファルト舗装
		支線道路	7条 17.5km 凍上抑制層、路盤工 7.5km、アスファルト舗装 10.0km
農	用地造成	改良山成工 110ha 山成工 420ha	除礫 140ha
	土壌改良	500ha(石灰 857t、リン酸質資材 229t)	
農用地整備計画		客土 90ha(90千m ³)	10a当たり客土量 100m ³
事業費		国営事業費: 21,300百万円、関連事業費: 15百万円	
工事の予定期間		昭和46年度~平成 7年度	

計画確定: 平成7年6月4日



○ 地元負担金の支払方法

事業区分	償還条件			年賦率	備 考
	据置(年)	期限(年)	利率(%)		
農業用排水	2	25	5.0	0.07414	※期限は据置を含む
農地造成	3	25	5.0	0.07597	〃
非補助	10	25	3.5	0.08683	〃

○ 実事業費に対する試算

事業名	事業費 (千円)	負担区分 (%)			地元負担金 (千円)	年賦金率	要年償還額 (千円)	関係面積 (ha)	10 a 当り 年償還額 (円)
		国	道	地元					
細地帯総合土地改良事業	農業用排水事業	9,845,650			905,799		67,156	633	10,609
	国営分	9,845,650	81.7	9.1	905,799	0.07414	67,156	633	10,609
	農地造成事業	10,969,678			1,096,967		83,337	524	15,904
	国営分	10,969,678	80.0	10.0	1,096,967	0.07597	83,337	524	15,904
	合計	20,815,328			2,002,766		150,493	1,157	13,007

□計画償還の経緯

- 計画償還措置適用要望書（町長→知事） 平成7年7月13日
 - ・工期の大幅な遅延と事業費の増嵩により地元負担金が増加

- 計画償還措置適用申請に係る受益者合意内容の提出（町長→支庁長） 森山開号 平成7年9月26日
- 国営土地改良事業負担金計画償還措置適用申請（駒ヶ岳地区）
 - ・北開局計第233号 平成7年11月1日
- 国営駒ヶ岳土地改良事業（農業用排水、農地造成）の償還計画の承認及び負担金に係る計画償還措置について
 - ・渡管理第135号（支庁長→町長） 平成8年4月22日
 - ・土指第41号（知事→町長） 平成8年4月19日
 - ・8構改D第57号（農水構造改善局長→知事） 平成8年3月12日 償還計画の承認について
 - ・8構改B第131号（農水大臣→北開発局長） 平成8年3月12日 償還計画の措置について

本事業に係る負担金

○事業費の3.9パーセント（ガイドラインまで）は土地改良法第90条第9項の規定により町負担

○残りの6.0パーセントは受益者負担

※平成7年7月21日陳情のとき道から森・砂原両町長へ、支払期間が8年延び償還総額が約2割増額することを全受益者が知らないことにはならないと伝えられる。

※土地改良事業について

(土地改良事業の徴収方法)

土地改良事業に要した費用は、国営事業は負担金として、都道府県事業又は市町村事業は分担金として、土地改良区営事業は賦課金として、それぞれの事業施行地域内の三条資格者から徴収されることとなります。

これらの負担金等は土地改良事業のために特定の人に対し課される人的公用負担としての受益者負担金です。なお、農協営、農地保有合理法人営又は数人共同施行に係る事業の費用は、それぞれの事業主体と受益者との契約により徴収されることとなっています。

(土地改良事業)

土地改良事業は、農用地、農業用排水施設等の農業生産基盤の整備等を行う事業で、土地改良法（昭和24年法律第195号）により定められた土地改良長期計画に従って実施されています。国営土地改良事業の実施方式には、国、都道府県、市町村及び農業者等それぞれの事業費の負担及び支払方法が異なる特別型と一般型の2方式があります。

特別型は、事業費の約3分の2を一般会計が負担する国費で賄い、都道府県等が負担する残り約3分の1を財政融資資金から借り入れて実施しています。一般型は、特別型と負担割合は同じですが、都道府県の負担分を財政融資資金から借り入れ、残りはすべて一般会計から繰り入れて実施しています。

(国営土地改良事業)

国（北海道は開発局）が直接工事をしてくれるのが国営事業です。農業経営の合理化を図り農業生産力を高めていく必要から、昭和24年（1949年）に土地改良法という法律が制定されましたが、土地改良法に基づく土地改良事業のうち大規模（畑地の場合は受益面積1,000ha以上）で高度な技術を要するものは、開発局による直轄事業で実施しています。

国営事業の実施に当たっては、受益農家の3分の2以上の同意を得たものについて申請を受けて、関係都道府県知事等との協議を経て施行を適当と決定したもののについて、受益面積、総事業費、予定工期、主要工事等に関する土地改良事業計画を農林水産大臣が策定することとなっています。

この事業計画には、当該国営事業に関連して都道府県や市町村等が実施する土地改良事業（以下「附帯事業」という。）に係る事業の内容も記載することとなっています。

この附帯事業は、国営事業の受益地域（以下「受益地」という。）において、国営事業によって整備された幹線用水路等に接続する用水路等の整備や畑等の区画整理を行うもので、そのほとんどが国庫補助事業として実施されています。

畑地域では、幹線用水路等に接続して農業用水をほ場内に導水するために必要な管水路、給水栓、スプリンクラー等の畑地かんがい施設を整備するとともに、必要に応じて不規則に存在する畑の区画整理を実施することにより農業用水の確保と農業生産性の向上等を図るものです。

附帯事業の実施に当たっては、国営事業と同様に、事業の着手に先立ち、都道府県知事等が事業計画を策定し、国営事業の進捗の度合いを勘案して、その事業内容、施行時期等を決定することが求められています。国営事業と附帯事業とが連携して施行されることにより、農地・水利が整備され、作物生産効果（作物生産の量的増加に関する効果）、営農経費節減効果（機械導入、労働時間短縮など作物生産に要する費用が節減される効果）等の事業効果が発現することとされています。

(受益地及び予定工期の設定等)

農林水産省では、受益地について、事業実施の計画地域及び周辺地域における農業振興計画等に基づく将来の開発計画に関する調査を行うとともに、関係機関等の意向を聴取して、事業が農業施策に沿った最適なものとなるよう設定し、これにより受益面積を確定します。

国営事業は、受益面積がおおむね3,000ha(畑の場合1,000ha)以上のものについて、受益農家等からの申請を受けて施行されることとなっています。また、附帯事業は、国営事業の受益地内において、おおむね200ha(畑の場合100ha)以上の場合には都道府県営事業として、それ以外の場合には市町村等が行う団体営事業として、それぞれの地区の受益農家等からの申請等を受けて施行されることとなっています。

また、予定工期は、営農や負担金の償還といった農家経営にとって大きなかわりがある事項であるため、事業の規模・内容、自然条件等を総合的に勘案して、地区の実情に応じて適切に設定することとされています。

(事業の費用負担)

土地改良事業に要する費用の負担については、土地改良法及び土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)に定められています。

国営事業に要する費用については、国は都道府県にその費用の一部を負担させることができるとされています。そして、都道府県は、その額の全部又は一部を地元(市町村、受益農家)から徴収することができることとされていて、地元負担額については都道府県の条例等により定められています。

国営事業に要する費用の負担割合は、一般的に、国庫負担率は66.6%から70%、都道府県負担率は17%から25%、地元負担率は5%から16.4%となっています。

また、附帯事業に要する費用のうち、都道府県営事業に要する費用については、国がその一部を補助することとされ、都道府県は国が補助する額を除いた額の全部又は一部を地元から徴収することができることとされています。

附帯事業に要する費用の負担割合は、一般的に、都道府県営事業の場合、国庫負担率は50%、都道府県負担率は25%から27.5%、地元負担率は22.5%から25%となっています。

(事業の長期化に伴う影響)

国営事業は、社会経済情勢の変化等により当初計画に比べて長期化しており、このことは受益農家の営農意欲に大きな影響を与えています。したがって、事業の長期化は、事業全体としての効果の発現の妨げとなっています。

ア、投資効率の低下

土地改良事業の施行に当たっては、事業の経済性に関する要件として、土地改良法施行令により、「当該土地改良事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと」と定められています。

農林水産省では、上記の経済性の要件を満たしているか否かの判断を行うため、経済効果を測定することとしており、投資効率は、「土地改良事業における経済効果の測定方法について」(昭和60年構造改善局長通達。平成6年一部改正。)及び「土地改良事業における経済効果の測定に必要な諸係数について」(昭和60年構造改善局長通達。平成10年一部改正。)等に基づき、総事業費、効果額、国営事業の着手から附帯事業の完了までの年数(以下「事業完了年数」という。)などの諸係数等を用いて算定することとしています。

この投資効率は、国営事業の事業着手時において1.0以上であれば事業の要件を満たすこととされていますが、その投資効率は、事業完了年数が長くなることにより低下し

ます。そこで、国営事業地区における事業完了年数についてみると、附帯事業が完了した地区で平均20年を要しているのに対し、継続中の地区、未着手の地区のうち予定実施時期が設定されている地区では、それぞれ平均で31年、39年を要することとなっています。

イ、受益地の見直し

国営事業では、社会経済情勢の変化や営農形態の変化により、受益面積の増減があり、市町村、土地改良区等の関係機関との調整を行い、受益地の見直しが行われています。

〔1〕意欲ある農家の新規参入に伴う受益面積の増加

〔2〕道路、宅地等への転用、受益農家の営農意欲の減退や後継者の不足等による受益面積の減少

上記受益地の見直しを行う際、受益面積の増又は減が全体の5%以上のものは、国営事業の事業計画の変更を行うこととされています。

国営事業の継続中は、事業計画の変更により受益地は大幅に見直され、これに伴い附帯事業の受益地が変更できますが、国営事業が完了した地区は、土地改良法に基づく工事の完了公告を行うことで事業が確定されるため、国営事業完了後に事業の長期化等に伴う受益地の変動が生じても、事業計画の変更ができない状況にあります。

一方、基幹的施設の更新事業の事業計画を策定するに当たっては、過去の国営事業の受益地を前提としつつ、改めて関係機関等の意向を踏まえて受益地を設定することとされています。すなわち、基幹的施設の更新事業を実施する際には、事業計画の策定の中で、過去の国営事業の受益地の見直しが可能となっています。

（土地改良調査計画）

国営土地改良事業を実施する可能性等を検討するため、「広域基盤整備計画調査」、「地域整備方向検討調査」、「地区調査」などを実施しています。

国営駒ヶ岳地区土地改良事業受益者負担金について

- (1) 支払期間 平成8年度から令和2年度まで(25年間)
- (2) 費用負担 土地改良法及び土地改良法施行令
- (3) 賦課徴収 森町
- (4) 徴収方法 条例に定める(国税及び地方税の例による)
- (5) 根拠法令 土地改良法、地方自治法、地方税法等

※森町国営駒ヶ岳地区土地改良事業負担金等徴収条例の徴収の方法等を抜粋

(趣旨)

第1条 土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第90条第6項の規定に基づき、森町における国営駒ヶ岳地区土地改良事業の負担金の徴収に関しては、この条例の定めるところによる。

(徴収の方法等)

第3条 負担金は、当該国営事業の施行に係る三条資格者については、元利均等年賦支払の方法(据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法)又は当該負担金の徴収を受ける者の申出があるときに限り、その負担金の全部若しくは一部につき一時支払の方法により徴収するものとし、当該国営事業に係る省令で定める者については、町長が定める徴収の方法により徴収するものとする。

2 第1項の元利均等年賦支払においては、農業用排水施設に係るものにあつては、支払期間(据置期間を含む。)を25年、据置期間を2年、利率を年5パーセントとする元利均等年賦支払の方法、農地開発事業に係るものにあつては、支払期間(据置期間を含む。)を25年、据置期間を3年、利率を年5パーセントとする元利均等年賦支払の方法により支払わせるものとする。

3 前項の支払期間(据置期間を含む。)の始期は、当該国営事業が完了した年度の翌年度とする。

※森町国営駒ヶ岳地区土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の徴収の方法等を抜粋

(徴収の方法等)

第3条 条例第3条第5項の規定により発する納入通知書は、森町会計規則(平成22年森町規則第8号)第33条第1項に規定する納入通知書に必要事項を記入し作成するものとする。

2 条例第3条第4項の規定による納入の期日は、毎年度12月30日までとする。ただし、町長が必要と認めるときは、複数の納期をもって納入させることができる。

別表第1

北海道知事が定めた額を超えない範囲内において町長が定める額

期間	金額
平成17年度～令和2年度	毎年度 41,706,000円

負担金の徴収の基準

区分	基準
納付義務者で、農業用排水事業及び農地開発事業に係るもの	受益面積に10a当たり3,800円を乗じて得た金額とし、10円未満の金額は切り捨てるものとする。

砂原地区町有農地	平成 17 年度については、受益面積に 10a 当たり 2,600 円を乗じて得た金額、平成 18 年度については、3,000 円を乗じて得た金額、平成 19 年度については、3,300 円を乗じて得た金額、平成 20 年度については、3,700 円を乗じて得た金額、平成 21 年度から平成 23 年度については、3,800 円を乗じて得た金額、平成 24 年度から平成 29 年度については 3,550 円を乗じて得た金額、平成 30 年度以降については 3,200 円を乗じて得た金額とし、10 円未満の金額は、切り捨てるものとする。
納付義務者で、農地造成のみに係るもの	受益面積に 10a 当たり 2,200 円を乗じて得た金額とし、10 円未満の金額は切り捨てるものとする。
町有牧場放牧料	頭数に 1 頭当たり 40 円を乗じて得た金額とする。

国営駒ヶ岳地区土地改良事業受益者負担金計画時等10a当たり徴収予定単価

年度	変更事由等	事業費 (千円)	受益面積			受益戸数			10a当たり単価(円)	備 考
			森	砂原	計	森	砂原	計		
S46	当初	3,380,000	945	731	1,676	-	-	541	2,027	
S54	第1回 計画変更後	7,358,000	947	736	1,683	311	196	507	4,285	
S57	第2回 計画変更後	14,000,000	857	717	1,574	272	185	457	9,030	
H7	第3回 計画変更後	21,300,000	642	515	1,157	131	57	188	18,664	

国営駒ヶ岳地区土地改良事業受益者負担金10a当たり徴収単価(単価変更のあった年度のみ掲載)

年度	変更事由等	受益面積				受益戸数			10a当たり単価(円)			牧場放牧 単価(円) 頭/日	備 考
		森(町有地含 む)	砂原		計	森	砂原	計	森(町有地 含む)	砂原			
			自作地	町有地						自作地	町有地		
H8	償還開始 (徴収開始)	543	-	-	-	126	-	126	4,150	-	-	-	農家負担分 (旧砂原町納付猶予)
H9		543	115	116	658	125	54	179	4,150	2,400	1,200	24	農家負担分
H10		542	115	110	657	124	54	178	5,100	4,700	2,400	48	農家負担分
H11	利子補給 開始	480	115	108	595	106	58	164	4,900	4,000	2,000	40	農家負担分 利子補給(担い手)
H17	合併	433	98	88	531	86	47	133	4,600	4,600	2,600	40	農家負担分 利子補給(担い手)
H18		432	98	104	530	84	49	133	4,600	4,600	3,000	40	農家負担分 利子補給(担い手)
H19		432	98	109	530	84	49	133	4,600	4,600	3,300	40	農家負担分 利子補給(担い手)
H20		430	95	109	525	85	47	132	4,600	4,600	3,700	40	農家負担分 利子補給(担い手)
H21	利子補給 追加支援	415	96	110	511	82	45	127	4,400	4,400	3,800	40	農家負担分 利子補給(担い手・経安)
H24	利子補給 追加支援	403	103	110	506	79	46	125	4,150	4,150	3,550	40	農家負担分、利子補給(担い手・経 安延長)
H30	利子補給 追加支援	390	97	123	487	74	39	113	3,800	3,800	3,200	40	農家負担分、利子補給(担い手・経 安再延長)
R2		388	97	123	485	74	38	112	3,800	3,800	3,200	40	

国営駒ヶ岳地区土地改良施設使用料10a当たり徴収単価（単価変更のあった年度のみ掲載）

年度	受益面積(農地造成のみを除く)			受益戸数			10a当たり単価(円)				備 考
	森	砂原	計	森	砂原	計	森		砂原		
							7haまで	7ha超	個人	町有地	
H9	540	231	771	123	55	178	700	700	1,200	600	
H10	540	225	765	123	55	178	600	400	1,200	600	
H13	539	200	739	121	54	175	600	400	1,200	1,200	
H17	537	193	730	117	53	170	600	400	-	-	
R2	515	232	747	109	46	155	600	400	-	-	

※農地造成のみ行った面積は、受益面積から除く。

※土地改良法抜粋

(賦課金等の徴収)

第三十九条 土地改良区は、賦課金等若しくはこれに係る延滞金又はその延滞金以外の第三十七条の過怠金を滞納する者がある場合には、督促状により期限を指定してこれを督促しなければならない。

- 2 土地改良区は、夫役現品の賦課を受けて定期内にその履行をせず、且つ、夫役現品に代るべき金銭を納付しない者がある場合又は夫役現品若しくはこれに代るべき金銭に係る延滞金を納付しない者がある場合には、督促状により期限を指定してこれを督促しなければならない。この場合において、当該夫役又は現品の必要が既になくなつており、かつ、その他特別の事情があるときは、当該夫役又は現品に代るべき金銭につき、期限を指定してその納付を請求しなければならない。
- 3 土地改良区は、前二項の規定による督促又は請求をした場合において、その督促又は請求を受けた者がその督促又は請求で指定する期限までにこれを完納せず、又は履行しないときは、市町村に対し、その徴収（夫役又は現品については、これに代るべき金銭の徴収）を請求することができる。
- 4 市町村は、前項の規定による請求があつた場合には、地方税の滞納処分の例によりこれを処分する。この場合には、土地改良区は、その徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。
- 5 市町村が第三項の請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にこれを終了しない場合には、理事は、地方税の滞納処分の例により、都道府県知事の認可を受けて、その処分をすることができる。
- 6 都道府県知事は、前項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を当該市町村に通知しなければならない。
- 7 第四項及び第五項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税及び地方税の例による。
- 8 第一項又は第二項の督促は、時効の更新の効力を有する。

(国営土地改良事業の負担金)

第九十条 国は、政令の定めるところにより（国営土地改良事業が廃止された場合にあっては、農林水産大臣が当該廃止に係る国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする都道府県の知事と協議して定めるところにより）、国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする都道府県に、その事業に要する費用の一部を負担させることができる。

- 2 前項の都道府県は、政令の定めるところにより、条例で、国営土地改良事業（市町村特別申請事業を除く。）によって利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものから、その者の受ける利益を限度として、同項の規定による負担金の全部又は一部を徴収することができる。
- 4 前二項に掲げる者が国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員である場合には、都道府県は、その者に対する負担金に代えて、その土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収することができる。
- 5 第一項の都道府県は、第二項及び第三項の規定による負担金の全部又は一部の徴収に代えて、政令の定めるところにより、国営土地改良事業（市町村特別申請事業を除く。）の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村に対し、当該市町村の区域内にある土地に係る第二項及び第三項に掲げる者に対する負担金に相当する部分の負担金を負担させることができる。この場合においては、都道府県は、あらかじめ、当該市町村の同意を得なければならない。

- 6 前項の市町村は、政令の定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の負担金を徴収することができる。
- 7 第二項、第四項又は前項の場合において、第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項の規定により国が行う土地改良事業に係る負担金の徴収については、都道府県又は市町村は、その徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得なければならない。
- 9 第一項の都道府県は、第二項から第五項まで及び前項の規定によるほか、政令の定めるところにより、国営土地改良事業によって利益を受ける市町村に対し、その市町村の受ける利益を限度として、第一項の規定による負担金の一部を負担させることができる。

※地方自治法抜粋

(分担金)

第二百二十四条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

(金銭債権の消滅時効)

第二百三十六条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使することができる時から五年間行使しないときは、時効によつて消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の完成猶予、更新その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、時効の更新の効力を有する。

※森町会計規則（不納欠損の整理）

第 52 条 歳入徴収者は、調定済額について、その徴収の権利が消滅しているものがあるとき又はその調定に係る債権について、消滅時効が完成したとき、政令第 171 条の 7 の規定により債権を免除したとき及びその他の事由により債権の全部又は一部が消滅したときは、不納欠損調書により町長の決定を受けなければならない。

※今後の取組詳細

これまで、消滅時効が迎えた土地改良事業受益者負担金及び土地改良施設使用料については不納欠損処理を行い、また、消滅時効が成立していない当該公債権については、催告後に個別連絡・訪問・相談の実施や納付誓約の徴取に加えて、新たに財産差押えに係る各種調査の実施や預金差押えを実施しました。引き続き、再発防止に取り組んでまいります。

(1) 債権保全事務の進捗管理の徹底

- ① 消滅時効が成立する日が管理できるように、時効計算の根拠となる納期限、収納日、督促状発付日及び納付誓約書の受付日等を掌握するため、債権管理台帳を整理しました。
- ② 担当職員は、債権保全に係る年間スケジュールを作成し、係内で進捗管理を行います。特に、上司の管理監督者において、進捗状況を常時把握し進行を管理しています。
- ③ 万一、業務が停滞した場合は、決して担当職員任せにせず、上司である管理監督者自らが課題解決に取り組んでいます。
- ④ 時効計算の根拠となる納期限、収納日、督促状発付日及び交渉履歴等を一元的に記録し、適切な債権管理に努めています。

(2) 法令知識の習得等

- ① 職員が業務上必要な知識を身に付け、業務遂行能力を高めるため、各種専門研修の受講を推進しています。
- ② 研修受講後、その成果を係内で共有し、最終的には課内全体の底上げにつなげていきます。
- ③ 個々のケースで問題やトラブルが発生した際には、課内において、問題解決に向けた議論の場を作るとともに、専門家の判断を仰ぎ、課内全体で考え改善するというスタイルを構築しています。

(3) 全庁的な情報の共有化と債権管理体制の強化

- ① 上記の債権保全事務の進捗管理のほか、他課と連携が必要な案件や、課題・対策について、全庁的にも情報を共有する機会を定期的に設けています。
- ② 担当職員が異動の場合でも、事務引き継ぎが十分機能できるよう、引き継ぐ内容を明確に示すとともに、異動職員間だけではなく、管理監督者である上司を含め、課内等の職員の情報共有化を図っていきます。
- ③ 外部の弁護士等専門有識者も交えた債権管理体制を構築するよう検討を進めます。(弁護士への相談、滞納整理機構への出向など)

◎地方税の滞納処分について

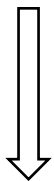
税金の滞納がある場合、納期限を守って納めている方との公平性を保つため、差し押さえなどの滞納処分を行う。

納期限を過ぎても納付されない場合



地方税法の規定により、納付期限経過後20日以内に督促状を送付する(20日を経過した日以後に発した督促状があっても、その効力には影響がない(昭和30.12.27徳島地判))。なお、納期限の翌日から法定の延滞金が加算される。

督促(市町村民税に係る滞納処分)



督促状の発送日から10日経過しても完納しない場合は、財産を差し押さえることができる。

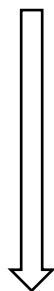
⇒地方税法 第331条 「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえしなければならない」と法律で定められている。事前予告や本人の同意は必要としない。

催告



督促状を送付しても納付がない場合や、過年度の滞納が残っている場合は、催告書を送付し、電話による催告を行う場合もある。

財産調査(延滞金も徴収・差押の対象である。)



督促状や催告書を送付しても納付がない場合は、滞納者の財産を発見するために、官公署・金融機関・勤務先・取引先・滞納者の財産を占有する第三者などに対して調査を行う。

これらの調査は国税徴収法第141条から147条の規定に基づき、滞納者の了承を得ずに行うことができる。

第141条質問及び検査、第142条搜索の権限及び方法、第143条搜索の時間制限、第144条搜索の立会人、第145条出入禁止、第146条搜索調書の作成、第147条身分証明書の呈示等

搜索・差押

財産調査の結果、預金・生命保険・給与・売掛金・土地・家屋などがあれば、差し押さえを行い、強制的に換価して滞納税分に充てる。また、滞納者の居宅の搜索を行い、換価できる動産(車を含む)の差し押さえを行い、公売会で売却し、滞納額に充てる。

これらの差し押さえ、強制換価、居宅の搜索などは事前予告や本人の同意は必要としない。

※地方税の滞納処分の例によりこれを処分する。

※督促状発行期限(但し、納付期限から5年以内)を超過して発行された督促状であっても時効中断の効力を有する。

※賦課金の督促による時効中断後、時効の再スタートの日は、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までの期日が時効中断の期間である(国税通則法第73条第1項第4号)ことから、時効は、その翌日(すなわち11日目)から再スタートするものと解される(地方税法第18条の2第1項第2号にも同様の規定がある。)

※地方公共団体にとっての公法上の債権は、時効の完成と同時に権利が自動的に消滅することになることから、債権者が時効完成後に弁済を行った場合には、不当利得となり、返還しなくてはならない。